

那珂川市総合運動公園
PPPアドバイザー業務委託
プロポーザル実施要領

那珂川市教育委員会 教育部 スポーツ課

令和6年4月

1 業務の目的

那珂川市総合運動公園PPPアドバイザー業務（以下「本業務」と記載）は、那珂川市総合運動公園の整備及び運営を事業化するにあたり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき、事業者公募・決定、事業者契約の締結までに必要となる各種資料の作成、その他関連する業務の支援を行うことを目的とする。

2 業務概要

- (1) 委託業務名 那珂川市総合運動公園PPPアドバイザー業務委託
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日（令和6年6月下旬を予定）から令和8年3月31日まで
- (4) 委託上限額 10,685,400円（消費税及び地方消費税を含む。）

※委託上限額は、契約予定価格を示すものではない。

3 参加資格要件

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 国税、地方税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、那珂川市から指名停止措置を受けていないこと。

※提案が採用され候補者となった場合も、契約締結の日までに那珂川市から指名停止措置を受けた場合は、契約を締結することができません。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ① 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ② 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - ⑦ 暴力団及び①から⑥までに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) 下記の要件を満たす技術者を配置できるものであること。
- ア 管理技術者
- ・同種業務の元請実績があること。
 - ・技術士（建設部門の都市及び地方計画）または一級建築士の資格を有すること。
- イ 照査技術者
- ・同種業務の元請実績があること。
 - ・技術士（建設部門の都市及び地方計画）または一級建築士の資格を有すること。
- ウ 担当技術者
- ・同種業務の元請実績がある者を1名以上配置すること。
- (8) 福岡県内に本店又は支店、営業所を有する者であること。

4 応募手続き及び応募書類等の配付

(1) 実施スケジュール

項目	日付
①公募開始	令和6年4月24日（水）
②質疑書の締切	令和6年5月9日（木）12時まで
③質疑書の回答	令和6年5月13日（月）
④参加表明書等の提出	令和6年5月16日（木）17時まで
⑤企画提案書等の提出	令和6年5月30日（木）17時まで
⑥参加資格の通知	令和6年5月31日（金）
⑦プレゼンテーション審査	令和6年6月10日（月）頃予定
⑧審査結果の通知	令和6年6月11日（火）頃予定
⑨優先交渉権者との交渉	令和6年6月中旬
⑩契約締結	令和6年6月下旬

- ※ ⑦から⑩については、応募状況や選考経過等により変更となる場合がある。
- ※ ⑤の提案書提出事業者が5者以上となった場合は、⑦プレゼンテーション審査までに書類審査を行い、プレゼンテーション審査に進む事業者を4者以内とする。
- ※ プレゼンテーション審査開始時間等については、プレゼンテーション審査対象事業者へ個別に連絡を行う。

(2) 仕様書等の入手方法

配付場所で直接受取る又は那珂川市ホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス【 <https://www.city.nakagawa.lg.jp> 】

※配付場所：福岡県那珂川市恵子4丁目1番1号（那珂川市市民体育館）

那珂川市教育委員会 教育部 スポーツ課（運動公園企画担当）

（配付時間は9時～17時（土日、祝日を除く。））

(3) 本プロポーザルに関する質問・回答

① 受付期間

令和6年4月24日（水）から令和6年5月9日（木）12時まで

※ なお、受付期間を過ぎて提出された質問、指定の様式を用いない質問、次に定める受付方法以外で提出された質問は、一切受け付けないものとする。

② 受付方法

公募に関する質問表（様式第1号）に質問事項を記載し、事務局宛てに電子メール又はFAXで提出するものとする。

また、送信時の電子メールタイトル又はFAX送信票には、「那珂川市総合運動公園PPPアドバイザー業務委託プロポーザル質問書（事業者名）」とし、電子メール又はFAXを送信した後、事務局に受付確認の電話をすること。

なお、質問は参加表明に関するもの、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとする。

③ 回答及び公表

全ての質問を集計のうえ回答一覧表を作成し、4（1）実施スケジュールに記載の期日までに、那珂川市ホームページに掲載する。

④ 事務局

〒811-1255 福岡県那珂川市恵子4丁目1番1号（那珂川市市民体育館）

那珂川市教育委員会 教育部 スポーツ課 運動公園企画担当

担当者 石井、川田

TEL：092-953-2112

FAX：092-953-6920

メールアドレス taiku@city-nakagawa.fukuoka.jp

(4) 参加意思表明書等の提出

プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加意思表明書等を次のとおり提出すること。

① 提出期限 令和6年5月16日（木）17時まで

※受付時間は9時～17時（土日、祝日を除く。）

② 提出方法 持参または郵送・宅配（提出期限必着）

※電子メール及びファックスは不可

※郵送、宅配による場合は、発送を証することができる方法によること。

③ 提出先 事務局

④ 提出書類

ア 参加意思表明書（様式第2-1号）

※共同企業体で参加の場合は次の書類を提出すること。

- ・ 共同企業体届出書（様式第2-2号）
- ・ 共同企業体協定書兼委任状（様式第2-3号）

イ 登記簿謄本

ウ 定款

- エ 税の滞納がないことの証明
- オ 消費税及び地方消費税の納税証明
- カ 使用印鑑届（様式第3号）
- キ 会社概要説明書（様式第4号）
- ク 暴力団の排除に関する誓約書（様式第5号）
- ※ イからオは、那珂川市指名競争入札参加資格を有する場合は不要。

⑤ 提出部数 1部

(5) 企画提案書等の提出

プロポーザルへ参加表明を行った事業者は、企画提案書及び価格提案書を提出すること。なお、企画提案書等に関する詳細は、次のとおりとする。

- ① 提出期限 令和6年5月30日（木）17時まで
※受付時間は9時～17時（土日、祝日を除く。）
- ② 提出方法 持参または郵送・宅配（提出期限必着）
- ③ 提出先 事務局
- ④ 企画提案書（任意様式）の作成方法
 - ア 企画提案書は、「A4版縦・横書き・左閉じ」としてまとめたものとする。
 - イ 企画提案書には、那珂川市総合運動公園PPPアドバイザー業務の方針及び考え方、業務管理体制の順に記載すること。
- ⑤ 価格提案書（様式第7号 ※内訳は任意様式）の作成
価格提案書は、仕様書の業務毎の費用、人工費などについて、単価と工数を記載すること。
※価格提案書には別途、算出根拠を添付すること。
- ⑥ 提出部数
 - 企画提案書 8部
 - 価格提案書 1部

5 選定方法等

(1) 審査の実施

審査は、那珂川市総合運動公園PPPアドバイザー業務委託事業者選定委員会設置条例に定める選定委員会が行う。

(2) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(3) 審査の方法

審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査により行い、企画提案書等の内容及びプレゼンテーションの優秀性に基づき評価するものとする。

※提案書提出事業者が5者以上となった場合は、企画提案書による事前の書類審査を行い、プレゼンテーション審査に進む事業者を4者以内とする。

ア 書類審査 ※参加者が5者以上の場合は事前審査として実施。

審査は、企画提案書及びその他提出書類に基づき実施し、審査項目ごとに評価点

(得点)を算出する。審査員全員の合計点をその事業者の評価点とする。

※書類審査結果通知(書類審査を実施した場合のみ)は、事前書類審査の実施後、審査対象者に対し、審査結果を書面にて通知する。

イ プレゼンテーション審査

審査は、企画提案書等に基づくプレゼンテーション及び質疑応答に基づき実施し、審査項目ごとに評価点を算出する。審査員全員の合計点をその事業者の評価点とする。

①プレゼンテーションの実施方法

- ・1事業者のプレゼンテーション参加人数は、5人以内とする。(プレゼンテーション参加者には、本実施要領の参加資格要件(7)のアに記載する、本件を担当する管理技術者を必ず含めること。)
- ・1事業者の持ち時間は、プレゼンテーション30分以内、質疑応答15分以内の計45分以内とする。企画提案内容に基づき、簡潔明瞭な説明をすること。なお、追加の資料は一切認めない。
- ・準備時間は5分とする。5分を超えた場合は、その超えた時間をプレゼンテーションの時間から差し引くものとする。また、後片付けは5分間とする。質疑応答が終わったら、速やかに片づけを行うこと。
- ・パソコン等を用いた説明は可能とする。プロジェクター、スクリーン、電源ケーブルは那珂川市で用意するが、パソコン等その他必要機器は説明者の持ち込みとする。

②審査予定日時

日時：令和6年6月10日(月)頃予定

※詳細は、プレゼンテーション審査対象事業者に対し個別に連絡する。

(4) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、審査基準に基づいて、選定委員の意見(採点等)を聴取した上で評価する。

(5) 候補者の選定方法

- ① 失格者を除いた者の内、評価点の合計が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ② 最高点の者が複数の場合は、業務内容の得点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ③ ②が複数の場合は業務内容のうち「**32 既存資料の把握と公表準備**」「**33 整備計画と導入可能性調査をもとにしたVFMの再検討**」における評価点の合計が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ④ ③が複数の場合は価格提案のうち金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ⑤ ①、②にかかわらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

- ③ 価格提案書の金額が2(4)の委託上限額を超える場合
- ④ 市の示す仕様を満たさない提案を行った場合
- ⑤ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥ 評価に係る選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑦ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に那珂川市ホームページにおいて公表するものとする。

7 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と那珂川市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約日までに納付しなければならない。ただし、那珂川市契約規則第34条第1項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除することができる。
- (3) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。

なお、各年度の支払上限金額及び契約金額の支払時期は次の通りとする。

令和6年度：4,594,722円（令和7年4月）

令和7年度：6,090,678円（業務完了時）

- (4) 選定された候補者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。
- (5) 社会情勢の変化や過年度成果物の状況などにより、新たに検討を要する項目が発生し、1の業務内容及び契約期間を変更する必要がある場合は、業務内容、契約期間及び契約金額に関し変更契約の可能性がある。

8 その他

- (1) 参加意思表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加意思表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (4) 参加意思表明書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 参加者が1者の場合は、本プロポーザル手続を中止することがある。